

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 48 号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する  
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成 27 年板橋区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 11 の項及び 12 の項中「住民票関係情報」の次に「、戸籍関係情報」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月24日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第49号

東京都板橋区行政手続条例の一部を改正する条例

東京都板橋区行政手続条例（平成7年板橋区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に、「、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた」を「、同項中「とき」と

あるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した）」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都板橋区行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を  
公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 50 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年板橋区条例  
第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 3 第 1 項中「いう。」の次に「その他区規則で定める子」  
を加え、「一部」を「全部又は一部」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月24日

東京都板橋区長 坂 本 健

## 東京都板橋区条例第51号

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年板橋区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年板橋区規則第12号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の3第5項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年板橋区教育委員会規則第5号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第30条の3第5項の規定による第1号子育て部分休暇」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第1号子育て部分休暇」に改め、「とする。」の次に「なお、勤務時間規則第25条の3第7項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない。」を加え、同条第3項中「又は子育て部分休暇」を「又は第1号子育て部分休暇」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第1号子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則の規定による第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

第15条の2第2項を次のように改める。

2 勤務時間規則第25条の3第5項、幼稚園教育職員勤務時間規則第

30条の3第5項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

第15条の4各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間規則第25条の3第7項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

#### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

東京都板橋区長 坂 本 健

## 東京都板橋区条例第 52 号

### 東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和 39 年板橋区条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「府令」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「昭和 47 年 6 月」を「昭和 47 年」に、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 15 条第 4 項中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「府令」という。）」を「府令」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 53 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表 155 の 2 の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表 155 の 3 の項中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 54 号

東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立体育施設条例（平成 9 年板橋区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 (11) 運動場の部中

「

東板橋公園運動場	無料
赤塚体育館少年運動場	貸切り 1 時間につき 430 円

を

」

「

東板橋公園運動場	貸切り 1 時間につき 430 円
赤塚体育館少年運動場	

に

」

改める。

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 5 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立体育施設の管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

東京都板橋区長 坂 本 健

## 東京都板橋区条例第 55 号

### 東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年板橋区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 56 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年板橋区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 第 1 項中「いう。」の次に「その他教育委員会規則で定める子」を加え、「一部」を「全部又は一部」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 57 号

東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立図書館設置条例（昭和 51 年板橋区条例第 28 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 条の表東京都板橋区立氷川図書館の項中「栄町 6 番 1 号」を「氷  
川町 28 番 9 号」に改める。

付 則

この条例は、板橋区教育委員会規則で定める日から施行する。